

[事案 2023-238] 配当金支払請求

・令和6年3月19日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、設計書記載の配当金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年7月に契約した養老保険について、契約時募集人から設計書の説明はなく、「とてもよい保険で、金利も配当もよい」などと説明を受けた。しかし、配当金の支払額が設計書記載の金額と大きく異なっていることから、設計書記載の配当金額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

設計書に記載された積立配当金、特別配当金は支払いを保証するものではなく、設計書にその旨記載していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書記載の配当金額の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。